# 地域の人権リーダーを対象とした 地域で活用できるワークショップ資料集



長野県教育委員会事務局心の支援課

# 地域の人権リーダーを対象とした

# 地域で活用できるワークショップ資料集

# 目 次

1	ワークショップの進め方	2
2	【展開案①】フィルムフォーラム	3
3	【展開案②】全ての人にとって住みよい社会にするために	11
4	【展開案③】誰もが過ごしやすい避難所生活を送るために	18
0	表紙イラスト	
0	参考一覧	
○編集委員		

## ワークショップの進め方

# ワークショップ展開案を参考に学習の場をもちましょう

次のページから、人権に関するワークショップの教材として、「フィルムフォーラム」、「全ての人にとって住みよい社会にするために」、「誰もが過ごしやすい避難所生活を送るために」を掲載しています。各ワークショップは<導入><展開><まとめ>の流れでできています。ワークショップのねらいや進め方は、ワークショップごとの展開案に記載してあります。また、ファシリテーターの声のかけ方の例やどんな点に留意したらよいかも記載しています。参加者の状況や人数、使用する場面や時間等にあわせて進め方を工夫してください。

# <導入>目的を確認し、和やかな雰囲気づくりをしましょう

- ●ねらいを確認して、目的を共有しましょう 展開案を参考に、ワークショップのねらいや内容を参加者に伝えましょう。
- ●自己紹介とともにテーマにつながる話題で雰囲気づくりをしましょう グループで行うなど工夫をしましょう。また、時間が許せばアイス ブレイク(初対面の緊張をほぐし、気軽に思いや考えを話せる雰囲 気作りをするアクティビティ)を行うのもよいと思います。



#### 学習を始める際に次の3点について確認しましょう

- ○<mark>尊重</mark>:お互いの考え方や感じ方を尊重し、どのような意見や発言も批判や否定をしないで相手の立場に立って、相手の気持ちに共感しながら聞きましょう。
- ○<mark>参加</mark>:一人ひとりが積極的に参加するように心がけましょう。特に、しっかり聞く姿勢を 心がけるようにしましょう。
- ○<mark>守秘</mark>:参加者の個人情報は持ち帰らないようにしましょう。安心して話ができる環境を 一緒に作りましょう。

# <展開>主となる活動をしましょう

●展開案を参考に、ワークシートに参加者自身の考えたことを記入する時間をとったり、グループで語り合う時間を設けたりしながら、話合いを進めましょう。



# <まとめ>ふりかえりをしましょう

●学習で気づいたことや考えたことを、個人又はグループで振り返る時間を取りましょう。意見交流を通して、新たな視点や気づきにつなげていきましょう。

# 映像を使った人権教育学習の方法

# フィルムフォーラム

2024.3 長野県教育委員会

#### 1 フィルムフォーラムとは

映像資料などを視聴して、参加者全員で感じたことや意見を伝え合う手法のことを言います。

#### 2 メリット

- ○人権尊重のポイントを具体的な場面を通して考えることができます。
- ○参加者全員が、映像から得られる共通の疑似体験をもとに話し合いを進めることができます。
- ○視聴者に映像を通して直接訴えかけるため、内容の理解がやさしくなります。
- ○参加者の身近にある様々な人権課題に対して、共感的な理解を図りながら学習を進めることができます。
- ○参加者の日常生活と重ねながら考えることができます。
- ○参加者の動きが少なくてすむため、移動に配慮が必要な方がおられる講座や、大人数 での講座等にも対応できます。

#### 3 気を付けたいこと

- ○研修参加者の実態やニーズに合わせて、学習のねらいを定めて、映像資料を選定する とよいでしょう。
- ○視聴のポイントや話し合いの観点をはっきり示すことができるように、ファシリテーターは事前に視聴するようにしましょう。
- ○時間配分を考え、視聴後に話し合う時間が十分に取れるように工夫しましょう。

#### 4 準備するもの

口負枠 ログーグシート 口吹隊負枠 口事記用す	□資料	□ワークシート	□映像資料	□筆記用具
-------------------------	-----	---------	-------	-------

#### 5 学習活動の進め方(展開例) 【時間:60分程度】

学習活動の流れ(活動・内容)	ファシリテーターの声掛け・留意事項
1 「人権問題」とは何かを考え、人	
権が守られていない人たちに共通	
することを考える。【時間:5分】	

- (1) 今日の映像のテーマについて、 見聞きして知っていることを語 り合います。
- (2)資料1を参考にして、女性や子 ども、高齢者の人権が守られて いないことについて、共通点を 考えてワークシートに書いて、 近くの人と語り合います。
- •「少数者、弱い立場の人」などが、 人権を守られていない人の共通点 になっている。
- ・また、人権問題は「少数者、弱い立 場の人」だけの問題ではなく、あら ゆる問題に対して当事者意識や、 想像力をもって考えることが大切 だと気づく。

- (1) 今日は、映像を見ながら人権問題について 考えていきたいと思います。今日の映像のテ ーマは「〇〇〇〇」ですが、このテーマを聞 いて思い浮かぶことは何でしょうか。
- (2) 資料 1 を見てください。ここに長野県が掲 げる人権課題があります。これ以外にも、社 会環境の変化に伴って新しい人権課題が出 てくることがあります。これらの人権課題に ついて、共通することがあります。その共通 点は何でしょうか。自分の考えをワークシー トに書いてみましょう。書けたら、近くの人 とお互いの考えを話し合ってみましょう。 人権が守られないことの背景には「弱い立場 に置かれやすい」という共通点があるのでは ないでしょうか。また、大勢に対する少数者 であることによって人権が守られていない こともあります。また、人権は困っている弱 い立場の人だけの問題でしょうか。今は元気 な人も事故や病気で動けなくなるかもしれ ない。いつか自分や家族や友人が、差別され る当事者になる可能性もあります。当事者意 識をもって、想像力を働かせることも重要だ と思います。
- 2 先入観や思い込みについて考え る。【時間:10分】
- (1)日常生活にある「先入観や思い 込み」で自分が加害の側として したこと、被害の側としてされ たことを、それぞれワークシー トに書きます。
- (1) また、知らないことで、無意識のうちに誰 かを傷つけていることもあるかもしれませ ん。確かな知識に基づいたものではなく、自 分の中の「先入観や思い込み」で判断してし まったことはないでしょうか。反対に「先入 観や思い込み」のために嫌な思いをした経験 はないでしょうか。書けたら、近くの人とお 互いの経験などをお話してみてください。 両方の経験で意見が出るということは、誰し

もが加害者にも被害者にもなってしまう可 能性が高いということですね。 3 映像を視聴する。 【時間:30分程度(映像による)】 (1)視聴する前に、映像資料のあら すじを確認します。 (2) 視聴する時に、「少数者、弱い (2)では、ここまで確認してきた「少数者、弱 立場」と「先入観と思い込み」に い立場」や「先入観や思い込み」によって人 視点を置いて、映像を流します。 権が守られない状況を生む可能性が高いこ とを踏まえて、映像を見てみましょう。 4 活動の振り返りをする。 【時間:10分】 (1)映像の感想を、近くの人と話し (1)印象に残った場面、気になった場面はあり 合います。 ましたか。少し時間を取りますので、近くの 方とお互いの考えを話し合ってみてくださ 61 (2)活動の振り返りをしながら、人 (2)人権を考えるうえで大切なことは「気づく」 権が守られた社会を作るために だと思います。「あれ?」、「これでいいのか 大切だと思うことをワークシー な?」と気づく感覚が大事ではないでしょう トに書きます。 か。 日常生活の中で、「権力がより強い立場、権 利が保障されている立場(マジョリティ)」 にいると、「弱い立場(マイノリティ)」に気 づけなくなってしまいます 【マジョリティ特 権という】。 今日の講座で皆さんが、人権が尊重された社 会を作るために大切だと思ったことは何で しょうか。ワークシートに書き込みながら、 振り返っていただきたいと思います。

# ワークシート

# ○○○についての人権問題

1 女性や子ども、高齢者などの人権が守られていないことについての共通点は何

でしょうか。	
2 先入観や思い込みにより、自分の中で ことはありますか。	で判断してしまったこと、嫌な思いをした
判断してしまったこと	嫌な思いをしたこと
3 これから一人ひとりの人権が尊重されの活動と共に振り返りましょう。	れていくために大切だと思うことを、今日

## 資料1

# 様々な人権問題(個別的な人権課題(長野県))

私たちが生きる現代社会には、様々な人権課題が存在しています。これらの問題を解決し、全ての人の人権が尊重された社会を実現することが求められます。

#### (1) 同和問題

- 〇日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、 経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地 域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差 別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。
- 〇「部落差別の解消の推進に関する法律」【部落差別解消推進法】が平成28年12月に施行。
- 〇従来の「江戸幕府が人民統制のために身分差別を創設した」という「近世政治起源説」 は誤りであり、中世が起源であるとともに、百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた 身分の人々は、差別の中でも、農業や手工業、芸能を営み、また、治安などを担って社会 を支え、伝統的な文化を支えたというのが定説になってきています。
- 〇偏見や差別はなくなっておらず、現在はそれに加えてインターネット上の差別的な書き 込み等の事案が増加しています。

#### (2) 外国人

- ○言語や宗教、生活習慣の違いから、様々な問題が発生しています。また、特定の民族や 国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が行われるなどの問題があります。
- 〇「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」【ヘイトスピーチ解消法】が平成28年6月に施行。

#### (3) 女性

○性差により女性が不利益を受ける問題があります。女性の社会参加や活躍の機会が奪われることはあってはなりません。女性に対するあらゆる暴力が根絶されること、進学や就職・昇進において性差による不利益がなく、女性個人の希望に応じてあらゆる分野に参画できること、男性も女性も育児・介護に参加することなどの社会実現が求められています。

#### (4) 子ども

- 〇いじめや体罰など、子どもが被害者となる事案が後を絶ちません。子どもは一人の人間 として最大限に尊重され、守られなければなりません。子どもの生命・人権を守り健や かな成長を目指して取組を行うことが求められています。
- 〇「こども基本法」が令和5年4月に施行。

#### (5) 高齢者

〇人はいくつになっても生きがいを持ち、安心して自立した生活を送りたいと願っています。しかし、介護の際に虐待を受けたり、無断で財産を処分されたりするなどの事案が

発生しています。豊かな知識と経験を基にこれからも社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、趣味を楽しみたい…。高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心を育てることが求められています。

#### (6) 障がい者

- ○障がいのある人が職場において差別待遇を受けたり、店舗でのサービス等を拒否された りするなどの人権問題が発生しています。全ての人が、障がいの有無によって分け隔て られることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会にするため、この 問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
- 〇「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」【障害者差別解消法】が平成28年 4月に施行。

#### (7) HIV感染者、ハンセン病元患者など

○感染者等~H I V · 肝炎~

エイズ、肝炎等、感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で、 差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症についても正しい 知識を持ち、この問題についても関心と理解を深めていくことが必要です。

〇ハンセン病患者・元患者やその家族

ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別は、今なお社会に根深く残っています。この偏見や差別を解消するには、ハンセン病に関する正しい知識と、ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれている現実を理解することが必要です。

#### (8) 犯罪被害者やその家族

○犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや心ない中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。

#### (9) 中国帰国者

〇中国残留邦人の帰国後の援護については、国が全国一律に自立支援策を講じてきましたが、長野県では全国で最多の満州開拓団員を送り出してきたという事情から、県独自の援護策として、引揚者特別生活指導員の配置などの支援を実施してきました。中国帰国者が、ふるさとで穏やかな日々を心豊かに過ごせるようにすることが求められています。

#### (10) 様々な人権課題

Oアイヌの人々

- ・アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、「ユカラ」などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化をもっていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。
- ・「アイヌ民族支援法」が平成31年4月に成立。

#### ○刑を終えて出所した人

• 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職や住居の確保における不当な差別的取扱い等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実は極めて厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

#### ○性的指向•性自認

- ・性的マイノリティ(性的少数者)であることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々がいます。これらの人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、就職や昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けることがあります。社会全体が、性に対する多様なあり方について理解を深めていくことが大切です。
- •「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」【LGBT理解増進法】が令和5年6月に成立・施行。

#### 〇ホームレスの人権

• 様々な事情で経済的に困窮な状況となり、やむにやまれず公園や道路などで生活している人たちがいます。こうした人々に対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

#### 〇北朝鮮当局によって拉致された被害者等

 北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権 侵害です。拉致問題は、被害者や被害者家族が高齢化しており、我が国の喫緊の国民的 問題です。これを始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙 げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが 大切です。

#### (11) インターネットによる人権侵害

〇インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権に関わる様々な問題が発生しています。こうした行為は人を傷つけるものであり、書き込みをした人が罪に問われることもあります。一人ひとりが他者の人権への配慮を心がけ、適切に情報管理をしていくことが求められます。

参考: 啓発冊子 人権の擁護(令和5年9月発行) 法務省人権擁護局 長野県人権政策推進基本方針(平成22年2月) 長野県

# 人権啓発映像資料について

#### 1 「長野県人権啓発センター」貸出人権啓発 DVD 等

長野県では、人権啓発 DVD 等の貸出しを、上田・上伊那・松本の各地域振興局及び人権啓発センターで行っています。

各所での DVD 等リストは、下記 URL から「貸出しリスト」の配置箇所欄をご覧下さい。

https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-

danjo/kurashi/jinkendanjo/jinken/main/kehatsucenter/mokuroku/index.html

□貸出本数

原則1回につき3作品以内

□利用期間

原則7日以内

口利用料金

無料 (送料は、利用者負担)

口申込先

〒387-0007

千曲市屋代字清水 260-6

長野県立歴史館内長野県人権啓発センター

TEL: 026-274-2306

FAX:026-274-2306

#### 2 法務省人権啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」

人権問題は決して、自分以外の「誰か」のことではありません。主人公である美緒たちがそのことに気づく様子を様々な角度から描くショートストーリーです。

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\_00233.html

## 障がいのある人と人権

# 全ての人にとって住みよい社会にするために

2024.3 長野県教育委員会

#### 1 ねらい

私たち一人ひとりが、障がいのある人に寄り添った支援の在り方を理解し、障がいのある人もない人も全ての人にとって住みよい社会を実現するためには何が必要なのかを考える。

#### 2 準備するもの

□資料 □ワークシート □筆記用具

#### 3 解説

「障害者差別解消法」は、行政機関と民間事業者に対し、障がいのある人への不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供を求めていますが、私たち一人ひとりに対しても、障がいを理由とする差別の解消に向けた、それぞれの立場における自発的な取組を促しています。

それでは、具体的に何をすればよいのでしょうか。大切なことは、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく共生する社会を実現するためには何が必要か、一人ひとりが考え、理解を深めていくことです。

#### 4 学習活動の進め方(展開例) 【時間 約60分】

# 学習活動の流れ(活動・内容) ファシリテーターの声掛け・留意事項 1 「うれしい」と感じるような人と人 あらかじめ、3~6人のグループ分けをし

ておくとよい。

- 1 「うれしい」と感じるような人と人 との関わりを感じた体験について話 す。【時間:5分】
- (1)順番に自己紹介を行う。「名前」と 「最近人にしてもらって、うれしかったこと」について話をします。
  - 聞いている人たちは、拍手をしたり、 うなずいたりしながら聞きます。
- うなずいたりしながら聞きます。
- ちをほぐすために少し話をしましょう。自己紹介は、お名前と「最近人にしてもらって、うれしかったこと」をお話しください。 聞いている方は、共感することがあったら、拍手をしたりうなずいたりしながら、 聞くようにするといいかなと思います。

(1) グループ全員で簡単な自己紹介と、気持

2 イラストの中に描かれている人物が思っていることを考える。【時間: 15分】

- (1) イラストA・Bを見て、描かれて いる人物がどのような状況にある のかを確認します。
  - イラストA:信号が赤になりそうなので急いで横断しようとしていると、白杖を持った人が横断していました。
  - イラストB: エレベーターに乗って いると、エレベーターの前に車いす に乗っている方がいました。
- (2) イラストA・Bの中で、①~④の 人物が思っていることについて考 え、ワークシートに書きます。
- (3) グループ内で、ワークシートに書いたことを伝え合います。
- 3 自分が①や③の立場なら、どのよう なことができそうか考える。【時間: 20分】
- (1) イラスト A・B の障がいのある人 に対して、①や③の立場から、どの ようなことができそうか考え、ワー クシートに書きます。
- (2) グループ内でワークシートに書い たことをそれぞれ伝え合い、意見を 共有します。
- 4 今日の活動を振り返り、考えたこと を共有する。 【時間:20分】
- (1)「「心を添わせる」〜社会人権教育 研修会 堀越喜晴さんの講演から 〜」を読みます。

(1)(ワークシートを配り) ここに2つの場面が描いてあります。(資料1を提示する)。

A は「信号が赤になりそうなので急いで 横断しようとしていると、白杖を持った人 が横断していた」ところです。Bは、「エ レベーターに乗っていると、エレベーター の前に車いすに乗っている方がいた」とこ ろです。

※白杖:視覚障がい者の歩行を助けるための杖

- (2) A・Bの中の①~④の人たちは、どのようなことを思っているでしょうか。想像しながら、ワークシートの「思っていること」に書きましょう。
- (3) ワークシートに書いたことを、グループ 内でそれぞれ伝え合ってください。発表す る人の考え方を尊重しながら、聞き合いま しょう。
- (1) イラスト A・B の障がいのある人に対して、自分ならどのようなことができそうでしょうか。先ほどの皆さんの考えも参考にしながら、ワークシートの矢印の下の欄の中に書きましょう。
- (2) ワークシートに書いたことを、グループ 内でそれぞれ伝え合ってください。
- (1)ここで、「「心を添わせる」〜社会人権教育研修会 堀越喜晴さんの講演から〜」を紹介します。

- (2) 学習を通して考えたことや、感じたことをワークシートに書きます。
- (3)ワークシートに書いたことを伝え合います。
- (2) 今日の活動を通して、考えたことや気づいたこと、感じたことは何でしょうか。ワークシートに記入しましょう。
- (3)ワークシートに書いたことを伝え合いましょう。

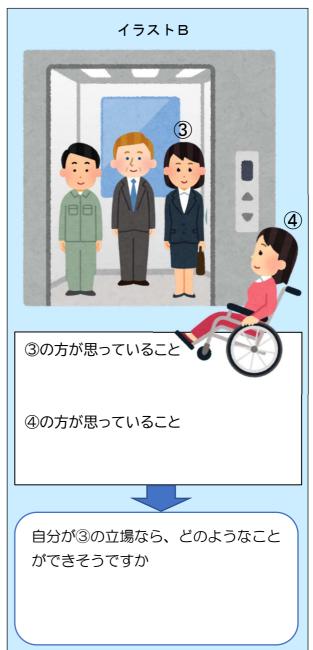
今回の活動を通して、コミュニケーションをとることで、様々な考え方に出会うことができたり、相手の立場に寄り添って考えたりすることの大切さに気づけた方が多いように思います。

障がいのある方もそうでない方も、全ての 人たちが住みやすい社会を目指すために、 今日考えたこと、気づいたことを、これか らの生活に生かせるといいですね。

# ワークシート全ての人にとって住みよい社会にするために

1 イラストのような場面で、①~④の人たちは、どのようなことを思っているでしょうか。また、イラストA・Bの障がいのある人に対して、自分ならどのようなことができそうでしょうか。

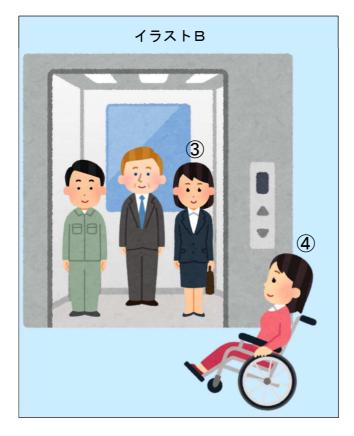




2 ふりかえり この活動でどんなことを考え、気づき、感じましたか。

# 資料1 登場人物の気持ちを考えましょう





## 資料2「「心を添わせる」~社会人権教育研修会 堀越喜晴さんの講演から~」

社会人権教育研修会では、言語学、キリスト教文学者の堀越喜晴さんから「人権は現場で起きている~『人権教育』と、『人権ある教育』~」と題して、視覚に障がいがある中で経験してきた様々な出来事から感じたこと、私たちに立ち止まって考えてほしいことを分かりやすくお話ししていただきました。

#### 1 障がいのある方は困っている人?

堀越さんはこれまで多くの学校から依頼を受け、講演をされてきました。その時 に感じたことを次のように述べられています。

学校では人権週間があります。そういった時によく 障がい者が招かれて、話をします。なぜ私が招かれる のでしょうか。障がいの当事者だからです。ある学校 の先生からは、「障がいをもって日々頑張っている人 の話を聞かせると、生徒たちは『こんなにわがままを 言っているのは申し訳ない』という気持ちになり、生 徒が優しい気持ちになる。そして、いじめがなくなる から、やってください」と言われました。先生方は、 子どもたちに「(障がいのある方に)手助けしてあげま しょうね」と教えていませんか?



講師の堀越喜晴さん



「障がいのある方は支援しなければいけない」と、「障がいのある方は困っている人」と私たちが決めつけて接しているのではないかと、自分自身が立ち止まって考える言葉になりました。そして、手助けが必要な存在で、やさしく慎重に接するものだと無意識のうちに考えていなかったか問われた気持ちになりました。私たちは、障がいのある方にどこにどのような障がいがあり、何を求めているのかを聞こうとしてきたでしょうか。障がいのある方を一括りにするのではなく、目の前の方を一人の人間として出会うことの大切さを感じます。また、堀越さんは次のようにも述べられています。

#### 普段から視覚に頼っていないので、何も見えなくても支障はありません。

目が見えないと生活に支障があるだろうと、独りよがりな捉え方で障がいのある 方を見ていた自分に気付かされた言葉です。

### 2 キーワードは、「心を添わせる」

堀越さんは、障がいのある方の人権を守る意識として大切な視点を次のように述べられました。

「心を添わせる」が今の私のキーワード。私たちがしていただきたいことは 支えてもらうことであって、させてもらうことではありません。障がい者に「心 を添わせる」とは、障がい者の話をしっかりと聞いて、支援を望んでいるのか、 必要な場合はどんな支援を望んでいるかを把握するためにコミュニケーショ ンをとることだと思います。このようなコミュニケーションがないと一方的な 支援になり、その関係に人権はありません。「人権」と言ったら「コミュニケーションをとろうとしているか」と言えます。

障がいのある方は一人ひとり希望する支援が違います。その場での支援を必要としない方もいます。適切なコミュニケーションをとるには障がいのある方をよく見ること、話をよく聞くことが必要だと思います。その姿勢は、障がいのある方の人権を大切にすることにもつながります。互いにコミュニケーションをとりながら、相手を理解し他者と共に生きていく気持ちが大切ではないでしょうか。



私は「障がいのある方は常に困っている」という自分の中にあった思い込みを反省しました。「May I help you?」の精神が大切だと堀越さんは言います。障がいのある方の人権を保障するということは、福祉施策の対象としての障がい者から、同僚・仲間としての障がい者へ意識が変化し、心を通わせ合う関係を築いていくことではないでしょうか。同じ人間としてコミュニケーションをとることは、すべての人の人権を認め合い、一層幸福な社会を実現することにつながると思います。

出典:人権つうしん第61号 令和4年(2022年) 長野県教育委員会事務局心の支援課

## 震災等の災害に起因する人権問題

# 誰もが過ごしやすい避難所生活を送るために

2024.3 長野県教育委員会

#### 1 ねらい

災害が起こった後に、様々な人たちが生活する避難所で、「災害弱者」と言われる人々に 寄り添って課題や解決方法を考えることを通して、人権感覚を高め、どのような配慮や心 掛けをすることがお互いの人権を尊重することにつながるかを考える。

#### 2 準備するもの

□資料 □ワークシート □模造紙 □付箋

#### 3 解説

災害発生時は、被災したすべての人に生活をする上での困難が生まれ、基本的人権が 脅かされる状況が生じます。

避難所は、様々な人が生活を共にする場となり、普段の生活と大きく異なることから不安やストレスを感じることになります。思うままにならない生活が余儀なくされる避難所において、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活を送ることができることは大切なことです。

特に高齢者や障がい者、病気を患っている人やけが人、女性、子ども、外国にルーツのある人など、特別な配慮や支援が必要な人にとって、人間らしい生活を送ることができるように願い、それらを求めることは、決してわがままなことではありません。

ワークを通して、避難所の不自由さや心理状態について考え、避難所における一人ひとりの人権尊重について考え合います。すべての人の人権が守られる避難所となるように、人権感覚を高め、お互いの人権を尊重するために、どのような配慮が大切かを考え合います。

#### 4 学習活動の進め方(展開例) 【時間 約60分】

#### 

- 東日本大震災での被災経験
- 令和6年能登半島地震
- 令和元年東日本台風災害(台風第19号) 家屋浸水など

(1) これまでに自分が経験したり、見聞きしたりして記憶に残っている 災害のことについて、一人1分く らいでお話しください。

- (2) どのような時に避難所が開設されて、どのような施設が避難所になるか確認します。
- たくさんの人が被災したとき
- たくさんの家屋が倒壊したとき
- ・公共施設(公民館、体育館、学校)など
- (2)では、避難所はどのような災害の時に開設されるのでしょうか。また、どのような施設が避難所になるでしょうか。(参加者の考えを聞き合い、共有する。ホワイトボード等に書いていってもよい。)
- 2 避難所の不自由さやその時の心理状態について考え合う。【時間:20分】
- (1) 普段の生活に比べ、避難所に「ないもの」 や「足りなくなりそうなもの」を想像して、 グループで意見交換します。

#### <例>

- ・電気、ガス、水道がない・着替えがない
- ・寝具がない ・食料や水がない
- ・暖房器具がない
- 仕切りがなく、プライバシーがない
- 乳幼児とその保護者が過ごす場所がない
- (2)(1)のような生活が続くと、避難している人たちはどのような心理状態になったり、どんな行動をとったりすると想像できるか、グループで意見を出し合います。

#### <例>

- 〇〇が気になり、いらいらする
- ・情緒不安定になる
- 不満がたまり、威圧的な態度になる
- ものに当たる
- 人と関わらなくなる
- 自己中心的な要求を繰り返す
- 大きな声でキレる
- (3)避難所の「質の向上」の考え方について 資料を読みます。
- 3 避難所での生活における人権の尊重について考える。【時間:20分】

- (1)(資料1、ワークシートを配付する。)写真は、令和元年東日本台風(台風第19号)の時の長野県内の避難所の様子です。普段の生活に比べ、避難所に「ないもの」や「足りなくなりそうなもの」は何でしょうか。ワークシートに書いてください。(記入の様子を見て)グループで意見を出し合いたいと思います。
- (2)避難所にはないものがたくさんあり、そのため不自由な生活が続くことになることが見えてきました。そのような生活が続くと、避難している人たちはどのような心理状態になったり、どんな行動を取ったりすると想像できますか。「記入の様子を見て)グループで意見を出し合いましょう。・・・皆さんの意見から、普段と違う環境は人に大きな影響を与えることが見えてきました。
- (3)(資料2を配り)避難所の「質の 向上」について、内閣府では次のよ うに示しています。(読む)

- (1)「避難所における人権侵害」を読み、避難 所で起きた人権侵害の事例から、話し合う テーマを一つ選びます。
- (2)選んだ人権侵害が起きた理由を考えて〇 色の付箋に書きます。発表しながら模造紙 に貼ります。似た意見の付箋は近くに貼る などしてまとめていきます。
- (3)(2)の付箋のまとまりごとに、どのよう な配慮や心掛けをして、どんな行動を取っ たらよいか考え、口色の付箋に記入しま す。
- (4)付箋に書いた考えを伝えながら、(2)の 近くに貼ります。似た意見があれば近くに 貼ります。
- (5) グループで出た考えを発表し、全体共有する。
- 4 グループ活動やまとめの発表をもとに、活動を振り返る。【時間:15分】
- (1)避難所生活を送るすべての人たちの人権 を尊重するために、どのようなことを大事 にしていったらよいのかまとめます。

- (1)(資料3を配付)これらは、避難 所で実際にあった人権侵害の例で す。どの事例について話し合うか グループで決めて、模造紙に記号 を書いてください。
- (2)選んだ記号の人権侵害は、なぜ起きたのでしょうか。理由を考えて、付箋に書いてください。(付箋一枚に一つの意見を短く書く。)自分の考えを伝えながら模造紙に貼ってください。同じような意見は近くに貼るようにしましょう。
- (3)(避難所は不自由な環境であることを再確認して)理由を書いた付箋のまとまりごとに、どのような配慮や心掛けをして、どんな行動を取ったらよいか考えましょう。付箋に書いてください。
- (4) 自分の考えたことをグループに 伝えながら、模造紙に貼っていき ましょう。似たような考えの付箋 は近くに貼るようにしてくださ い。では、一人ずつどうぞ。
- (5) どのような考えが出ましたか。 グループごとに発表してください。
- (1)(必要に応じて資料4を配付)「避難所」自体、人権が制限される特別な場所です。しかし、避難所であっても人権は尊重されなければなりません。避難所生活を送る人たちの人権を尊重するために、私たちはどのようなことを大事にしていけばよいでしょうか。ワークシートに記入してください。

# ワークシート 誰もが過ごしやすい避難所生活を送るために

1	避難所	· 1	/ . /	ージは
- 1	7万羊半仕 17	T(丿)イ	I X -	ー・ハコ
		1 ~ /	<i>''</i>	<i>-</i> 100

2 避難所の写真を見て考えましょう
(1) 資料 1 の写真から、普段の生活に比べ、避難所に「ないもの」や「足りなくなりる
うなもの」は何でしょうか。
(2) 避難所での生活が続くと、避難している人たちはどのような心理状態になったり、
どんな行動をとったりすると思いますか。
3 避難所で実際にあった人権侵害から考えましょう。
(1)資料2「避難所における人権侵害」を読み、避難所で起きた人権侵害の実例から、
どの人権侵害について話し合うかグループで選び、模造紙にその記号を書きます。
(2) 選んだ実例の人権侵害はなぜ起きたのか、自分の考えを付箋に書きます。発表し
ながら模造紙に貼ります。似た意見の付箋は近くにまとめて貼ります。
(3)(2)の付箋ごとに、どのような配慮や心掛けをして、どんな行動を取ったらよい
か考え、自分の考えを付箋に書きます。
(4) 付箋に書いた考えを伝えながら、(2) の付箋の近くに貼ります。
(5) グループで出た意見を発表しましょう。
4 ふりかえり
避難所生活を送るすべての人たちの人権を尊重するために、どのようなことを大事にしている。
ていったらよいでしょうか。

資料1 長野県の避難所の様子(令和元年東日本台風)



出典: 内閣府 令和2年版 防災白書 | 長野県の避難所の様子(令和元年東日本台風)

## 資料2 「避難所の質の向上」について

避難所運営ガイドライン(平成28年4月)内閣府(防災担当)の冒頭には、「はじめに~被災者の健康を維持するために「避難所の質の向上」を目指す」と書かれています。

また、「前提となる事項の理解 ~「質の向上」の考え方~」には次のようにあります。

避難所は、あくまでも災害で住む家を失った被災者等が一時的に生活を送る場所です。公費や支援を得ての生活であることから「質の向上」という言葉を使うと「贅沢ではないか」というような趣旨の指摘を受けることもあります。しかし、ここでいう「質の向上」とは「人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができているか」という「質」を問うものであり、個人の収入や財産を基に算出される「生活水準」とは全く異なるかがまたであるため、「贅沢」という批判は当たりません。

出典:避難所運営ガイドライン(平成28年4月)内閣府

## 避難所における人権侵害の事例

資料3

- ②プライバシーが十分に確保されておらず、授乳や着替えをするための場所がな く、女性が布団の中で周りの目を気にしながら着替えていることがあった。
- ③小さなお子さんのいる家庭や女性は意見をなかなか言いづらく、こちらから聞いても男性職員には話しづらいことがあった。
- (4) エストレル だんじょ となりどうし くかく (4) 全事 身の男女が避難所で隣同士の区画になってしまうことがあった。
- ⑤ペット同伴のスペースを貼り出していたが徹底されず、一般のスペースに子犬を同伴して就寝している人がいた。ペットが家族同然という家庭も少なくないと思われるが、アレルギーを持つ方も居てトラブルになったケースがあった。
- ⑥トイレが心配で、水を飲むのを控えざるをえなかった。
- ⑦被災者にカメラを向けて、まるで見世物のような扱いを受けた。
- ®発達障害自体を知らない人からすると「よく分からない」、「子どもの病気ですか」という程度の認識で「そのくらい我慢できるでしょ」という印象であるため、 説明しても分かってもらえないというリスクと必ず向き合わねばならない状況は、災害時にはつらかった。

出典:「共同参画 | 2011 年 9 月号 内閣府男女共同参画局(①~②)

平成28年度 熊本地震における避難所運営等の事例 内閣府(防災担当)被災者行政担当(③~⑤) 平成16年新潟県中越地震に関する住民アンケート調査調査結果 内閣府(防災担当)(⑥~⑦) 平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書 内閣府(⑧)

# 資料4

# 避難所の写真



段ボールベッドの活用 (内閣府資料)



パーティションの活用(内閣府資料)

出典: 内閣府 令和3年度版 防災白書

## 表紙イラスト

令和5年度 人権意識の高揚を目指すポスター・4コマ漫画 ポスターの部 最優秀賞 伊那市立西箕輪中学校 城倉 桃果さん

## 参考文献

栃木県教育委員会 人権に関する社会教育指導資料「成人を対象とした人権教育~実践編~」令和5年3月

## 編集委員

尾台 弘枝 心の支援課人権支援係主任指導主事

徳永 吉彦 心の支援課人権支援係指導主事

中村 哲 東信教育事務所生涯学習課指導主事

南波 秀治 南信教育事務所生涯学習課指導主事

佐々木 洋一 中信教育事務所生涯学習課指導主事

宮坂 宏 北信教育事務所生涯学習課指導主事

# 地域の人権リーダーを対象とした 地域で活用できるワークショップ資料集

令和6年(2024)年3月

編集・発行 長野県教育委員会事務局心の支援課

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電話番号:026-235-7450

ファックス番号:026-235-7484